

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和5年2月24日

刈谷市監査委員 加藤清美

刈谷市監査委員 外山鉦一

令和4年度

刈谷市工事監査報告書

刈 谷 市 監 査 委 員

工事監査

下水道管渠長寿命化対策工事（市道 01-25 号線他）

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項に基づく随時監査（工事監査）

2 監査の目的

本市が施工する工事について、設計、積算、施工等の各段階において、経済性、技術面などから適正に行われているかを、問題点、改善策について、専門的知識を有する者に調査を依頼し、今後の工事施工での指針を示すことを目的とした。

3 監査の対象

下水道管渠長寿命化対策工事（市道 01-25 号線他）

ア 工期(当初) 令和 4 年 8 月 2 日 ～ 令和 5 年 3 月 12 日

イ 契約金額 57,200,000 円

ウ 工事概要

工事延長 392m

管渠更生工 φ 250mm 99m、φ 300mm 55m、φ 350mm 7m

開削工 PRP φ 250mm 172m、PRP φ 300mm 59m

4 監査対象課

水資源部 下水道課

5 監査年月日

(1) 監査期間 令和 4 年 10 月 26 日 ～ 令和 5 年 3 月 27 日

(2) 実地検査日 令和 5 年 1 月 12 日

6 監査の方法

工事施工における技術的な計画、設計、積算、施工、管理等について、担当者に対する質疑応答及び書類調査、実地調査により実施した。

なお、実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、技術士の派遣を求め監査した。

第2 監査の結果

1 工事の背景

本工事の施工箇所は、標準耐用年数を越えた管路が多く存在しており、施設の老朽化が懸念される区域である。

本工事は、「刈谷市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、改築が必要とされた管渠を対象に長寿命化対策工事を実施するものである。

2 所見

設計方針、適用基準及び設計成果品の検収については妥当であるが、工事請負業者による事前調査により、開削工を管渠更生工に変更している。今後の類似の発注工事に鑑み、設計委託業者が行った調査方法や調査精度等の妥当性の検証や、実施工の工事情報を設計委託業者にフィードバックすることを提案する。

積算は、積算基準及び歩掛表等に基づき刈谷市の積算システムを用いて実施しており、照査用のチェックリストを適用するなど適切である。工期設定も妥当である。

入札関係について特に問題となる点はなく、契約における一連の手続きや必要書類の提出は適切である。

施工管理においては、施工計画書の記載内容の一部に改善や工夫が望まれるが、現場において施工上の大きなトラブル等はなく、順調に施工されている状況である。

安全管理においては、書類作成途中の段階で、書類内容を確認しておくが良い。また、車両や架空線との接触、近隣構造物や歩行者の安全確保に十分注意してほしい。

第3 まとめ

本工事の各段階における技術的实施状況について書類調査及び現場施工状況調査を行った結果、全般的に良好な調査結果であった。工事は計画どおりに進捗しているが、これから作業量が急増するため、厳重な工程管理と更なる安全管理に努められ、無事故・無災害で竣工を迎えられたい。